答弁第一二四号平成二十二年十一月十二日受領

内閣衆質一七六第一二四号

平成二十二年十一月十二日

議 院議長 横 路 孝 弘 殿

衆

国 務 大 臣 内閣総理大臣臨時代理 仙 谷 由 人

衆議院議員木村太郎君提出世界自然遺産「白神山地」 内の無断伐採に関する質問に対し、 別紙答弁書を送

付する。

衆議院議員木村太郎君提出世界自然遺産 「白神山地」 内の無断伐採に関する質問に対する答弁書

## 一及び三について

御指摘の平成二十二年十月二十三日に発見された立木の伐採は、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十

九号)第二十五条第一項の規定により保安林として指定された森林において、同法第三十四条第一項に規

定する県知事の許可を受けずに行われている。 白神山地では、本件を含め類似の事案は同年四月以降、 青

森県において三件発見されている。政府としては、保安林における立木の伐採の許可の権限を有する青森

県知事と連携し、適切に対応してまいりたい。

## 一及び四について

政府としては、 青森県知事及び秋田県知事並びに関係市町村長等と連携しつつ、 白神山地における巡視

活動、白神山地の入山者に対する普及啓発活動等を強化し、立木の違法な伐採の防止に努めてまいりたい。